

## 有限会社 友愛 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができるよう、働きやすい環境を作り、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 平成30年11月1日～平成35年10月31日まで

### 2.内容

目標1：育児・介護休業法を上回る制度を導入し、従業員に周知することで、従業員の定着化を図る

- ①小学校卒業までの子を持つ従業員の短時間正社員制度
- ②看護休暇の対象年齢の引き上げ⇒中学校卒業までの子
- ③看護休暇の時間単位取得と有給処理（年次有給休暇とは別）
- ④介護休暇の時間単位取得と有給処理（年次有給休暇とは別）
- ⑤介護休業の日数増⇒対象家族1人につき100日

#### 〈対策〉

- 平成30年 11月～ 諸制度の既知状況、ニーズの把握
- 平成30年 12月～ 制度導入
- 平成30年 12月～ 諸制度の説明会の実地などで従業員への周知
- 平成30年 12月～ ホームページ、会社案内に公表

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性従業員のための相談窓口を設置する。

#### 〈対策〉

- 平成30年 11月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成30年 11月～ 相談員の研修
- 平成30年 12月～ 相談窓口の設置について従業員への周知

目標3：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

- 男性従業員・・・取得率 7%以上にすること
- 女性従業員・・・取得率 80%以上にすること

#### 〈対策〉

- 平成30年 12月～ 管理職を対象として研修を実施し、育児休業を取得する対象従業員を把握した場合は、制度の周知を行う
- 平成30年 12月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施